

## 特定秘密保護法を一旦廃止し、国民的議論を尽くすことを求める意見書

昨年12月の臨時国会で成立し「特定秘密の保護に関する法律」（以下「秘密保護法」）は、公布後1年以内の施行に向けて、チェック機関の設置などの準備が進められているところである。同法は、制定に強く反対する世論が高まる中、十分な審議時間の確保もないまま強行採決によって成立した経過がある。

秘密保護法では「特定秘密」の範囲が必ずしも明確ではなく、秘密の指定もその解除も、政府により恣意的になされる可能性が高い。秘密指定は何度でも延長可能で、内閣の判断で永続的に情報開示を拒めることから、後世に検証可能な制度となっていないことも、重大な欠陥である。法成立後も撤廃や慎重な運用を求める声が多く、地方議会から上がっているのは、同法が抱えるこうした問題を重く受けとめていることにほかならない。

政府は、秘密保護法制定に先立ち、秘密の運用基準等を検討する「情報保全諮問会議」及び運用状況等をチェックする「情報監視審査会」、「情報保全監査室」、「独立公文書管理監」の設置を決めた。しかし、いずれの機関も政府からの独立性、客観性が担保されていないことが明らかになりつつある。

特定秘密は、防衛、外交、特定有害活動の防止、テロの防止の4分野で指定されるものであるが、何が秘密であるかは知りえないため、「漏らしてはいけない秘密だったら処罰される」と、情報の取得や発信の自主規制が広がることが懸念される。秘密の指定と取り扱いが適正な監視のもとに置かれず恣意的に行われれば、社会に与える影響ははかり知れず、情報公開の後退と知る権利の侵害につながることは明らかである。

国が特に厳格な管理が必要な情報を保有すること自体は否定するものではない。しかし、秘密の指定が正しかったかどうかを将来的に検証する仕組みがないことは、秘密の民主的なコントロールがなされないことを意味する。民主主義の基本理念が根底的に欠落した制度設計であると言わざるを得ない。

よって、国におかれては、市民の「知る権利」が侵害されることがないように、秘密保護法を一旦廃止し、広範な意見を吸い上げ、国民的議論を尽くすことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月27日